

No.	質問内容	回答
1	募集要項4(8)参加資格「都道府県教育委員会における高校魅力化等に関する取組に係る支援業務」の範囲について。 当該実績について、都道府県教育委員会が発注又は所管した、高等学校におけるデジタル人材育成、DX教育、探究・キャリア教育、産業人材育成、地域連携型教育、高校改革支援等に係る業務委託実績は、「高校魅力化等に関する取組に係る支援業務」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項4(8)に規定する実績については、業務内容を総合的に勘案して判断します。ご質問にある高等学校におけるデジタル人材育成、DX教育、探究・キャリア教育、産業人材育成、地域連携型教育、高校改革支援等に係る業務実績についても、都道府県教育委員会における高校魅力化等に関する取組に係る支援業務と認められる内容であれば対象となり得ます。
2	上記実績について、元請実績に限らず、共同受託、共同提案体制の構成員、再委託先、協力事業者として実質的に業務を実施した実績も、業務内容・担当範囲・発注者又は元請との関係を様式3に明記すれば実績として認められるのでしょうか。	参加資格として求める実績については、応募者が契約当事者として受注した実績を対象とします。共同受託等の実績については、当該業務における役割や担当範囲が確認できる場合に限り、個別に判断します。
3	複数法人・専門事業者を組み合わせた実施体制で応募する場合、参加資格4(8)の実績は、応募代表法人が有している必要がありますか。それとも、業務実施体制に明記する構成員又は再委託先が有する実績を含めて確認いただけるのでしょうか。	募集要項4(8)に定める実績は、応募者自身が有している必要があります。構成員、再委託先又は協力事業者のみが有する実績は、応募者の実績としては取り扱いません。
4	様式3に記載する類似業務実績について、契約書、仕様書、検査完了通知、成果物、公表ページ等の添付は必須でしょうか。必須でない場合でも、公開URLや業務概要資料を任意添付することは可能でしょうか。	様式3に記載する実績について、契約書等の添付は求めていません。必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。任意で参考資料を添付することは差し支えありません。
5	「学校魅力化や地域活性化分野におけるコンサルティング経験を有する者」とは、県立高校改革、地域連携型探究、地域企業・大学等との連携、地方創生・地域人材育成、コンソーシアム運営、学校運営協議会等の支援経験を含む理解でよろしいでしょうか。	「学校魅力化や地域活性化分野におけるコンサルティング経験」については、業務内容を総合的に勘案して判断します。ご質問にあるような県立高校改革、地域連携型探究等に関する支援経験も該当する可能性があります。
6	アドバイザーは応募法人の社員に限らず、外部有識者、再委託先、協力事業者、大学教員等を配置することも可能でしょうか。その場合、提案書には氏名、所属、経歴、担当範囲、稼働想定を記載すれば足りますか。	アドバイザーについては、応募法人の社員に限定しません。外部有識者等を配置することも可能です。企画提案書には、氏名、所属、経歴、役割等が分かるよう記載してください。
7	農業・工業・理数・多様な学びの4分野について、現時点で想定される改革先導拠点校、協力校、申請状況、事業計画、既存資料の範囲をご教示ください。契約後に貸与される資料には、国への申請書、事業計画、採択・内定通知、関係者名簿等が含まれるのでしょうか。	現時点で公表している内容以外の個別情報については回答を差し控えます。契約締結後、業務遂行上必要な資料については、関係法令等に留意のうえ提供します。現時点で採択されている改革先導拠点、協力校、各拠点における事業計画名等については、文部科学省の公表資料をご確認ください。
8	工業分野について、第4回申請の採択内定通知までは申請内容の検討支援を含み、未採択時は業務打ち切り及び対象経費の減額変更とあります。見積書では、工業分野に係る業務費を他分野と区分して積算・明記する必要がありますか。	見積書は募集要項等に基づき作成してください。工業分野に係る経費を必ずしも区分して記載する必要はありませんが、必要に応じて内訳を確認する場合があります。
9	「外部連携先や専門家の調整等支援」について、受託者は候補先の探索・リスト化・打診・日程調整・会議同席までを想定すればよいでしょうか。連携先との契約、謝金支払、派遣費用等の負担範囲についてもご教示ください。	「外部連携先や専門家の調整等支援」の具体的な実施方法については、県及び関係校と協議のうえ決定します。なお、契約、謝金及び旅費等の負担については、個別の業務内容に応じて整理します。

10	関係者へのヒアリングやアンケートについて、県、改革先導拠点校、教職員、生徒、保護者、企業、大学、自治体、金融機関等のうち、必須又は想定される対象範囲・件数・実施方法があればご教示ください。	ヒアリングやアンケートの対象者、件数及び方法については、業務の進捗に応じて協議のうえ決定します。現時点で対象範囲や件数の詳細は定めていません。
11	再委託先又は協力企業を置く場合、業務実施体制において業務内容及び再委託金額を明記するとありますが、協力企業であっても契約上の再委託に該当しない場合は、金額記載は不要でしょうか。再委託と協力・連携の区分について確認させてください。	再委託に該当する場合は、募集要項に基づき業務内容及び金額を記載してください。単なる連携・協力関係であり、再委託契約を伴わない場合は金額の記載は不要です。
12	受託者又は協力事業者が従前から保有する教材、調査票、評価ルーブリック、研修資料、システム、テンプレート等を本業務で活用する場合、成果品として新たに作成した部分は県に帰属し、既存著作物・汎用ツール自体の著作権は受託者等に留保される理解でよろしいでしょうか。	著作権の取扱いについては仕様書7のとおりです。なお、受託者が従前から保有する著作物等については、個別の内容に応じて取り扱います。
13	令和9年度及び令和10年度について、令和8年度受託者との随意契約を想定しているとの記載がありますが、令和8年度業務の成果・評価・予算成立を前提に、継続伴走を同一事業者が担う可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。	仕様書10(5)に記載のとおり、令和9年度及び令和10年度については、予算の成立及び事業の継続等を前提として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行う場合があります。なお、将来の契約を保証するものではありません。
14	審査会はオンライン実施とのことですが、プレゼンテーションには、応募法人の担当者に加え、アドバイザー、再委託先、協力事業者の担当者が参加・説明することは可能でしょうか。参加人数の上限があればご教示ください。	プレゼンテーションへの参加者は、応募者の責任者及び説明に必要な関係者の参加を可能とします。参加人数等の詳細は、提案者に別途通知します。
15	県メールシステムの受信上限が7MBとされています。提出データが7MBを超える場合、分割送信、圧縮ファイル、県指定のファイル転送サービス、又は事前連絡のうえでのクラウド共有等のうち、推奨される提出方法をご教示ください。	提出データが受信上限を超える場合は、事前に担当課へご相談ください。提出方法について個別に案内します。
16	質問への回答は電子メールで回答とありますが、全応募予定者に共有される回答となりますか。それとも質問者のみに回答されますか。また、回答内容は県ホームページに掲載される予定がありますか。	質問への回答は、質問者へ電子メールで回答するとともに、公平性確保の観点から必要に応じて県ホームページへ掲載します。なお、掲載時には質問者名は公表しません。
17	共同提案（共同企業体・コンソーシアム等）は可能でしょうか。可能な場合、参加資格(8)の実績は、代表事業者のみ、構成事業者のいずれか、又は全構成事業者のいずれに求められますか。また、当該実績は都道府県教育委員会との直接契約に限られるか、共同事業体の構成員・再委託先としての実績、高校と企業・地域の連携支援、探究・キャリア教育支援、調査・広報・成果発信支援、履行中の業務等も対象となるか、必要な証明書類と併せて御教示ください。	共同提案（共同企業体・コンソーシアム等）による参加は妨げません。参加資格(8)の実績は、応募者（代表事業者）自身が有している必要があります。代表事業者以外の構成事業者のみが有する実績は、応募者の実績としては取り扱いません。実績として認める業務については、都道府県教育委員会との直接契約に限定するものではありませんが、募集要項4(8)のとおり、都道府県教育委員会における高校魅力化等に関する取組に係る支援業務を実施した実績を有することを求めています。共同事業体・再委託先としての実績については、当該業務における役割や担当範囲が確認できる場合に限り、個別に判断します。ご質問にある高校と企業・地域の連携支援、探究・キャリア教育支援等の業務実績についても、都道府県教育委員会における高校魅力化等に関する支援業務と認められる内容であれば対象となり得ます。業務実績については、提出された様式3及び関係資料により確認し、本業務との関連性を踏まえて総合的に評価します。

18	「アドバイザーを1名以上配置」とあるのは、農業・工業・理数・多様な学びの4分野ごとに1名以上を配置する趣旨でしょうか、それとも4分野を統括する1名以上で要件を満たしますか。また、アドバイザー及び専門人材に、協力事業者、再委託先又は外部専門家を配置することは可能でしょうか。企画提案書提出時点で必要となる氏名、経歴、担当分野、就任承諾書等の情報・書類も御教示ください。	仕様書に記載の「アドバイザーを1名以上配置」とは、必ずしも分野ごとに配置することを求めるものではありませんが、仕様書5(3)のとおり、学校魅力化や地域活性化分野におけるコンサルティング経験を有する者を配置し、農業・工業・理数・多様な学びの各分野に適切に対応できる体制を整備してください。また、仕様書10(3)のとおり、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることは可能です。その場合は、当該業務に必要な専門性を有する適切な再委託先を選定するとともに、受託者が最終的な責任を負うものとします。企画提案書においては、業務を実施するための体制や配置予定者の専門性・経験等が分かるよう記載してください。なお、就任承諾書等の提出は求めません。
19	業務量及び見積条件の検討に当たり、各分野の対象校・協力校数、現地訪問・会議・定例打合せの回数、ヒアリング・アンケートの対象・件数、対面とオンラインの想定割合を御教示ください。また、工業分野が未採択となった場合、見積書上で同分野の経費を区分する必要があるか、減額額の算定方法も御教示ください。併せて、令和9・10年度の随意契約を想定し、今回の提案に3年間のロードマップ及び実施体制まで記載することが期待されているか御教示ください。	現地訪問回数、会議回数、ヒアリング件数、アンケート件数及び対面・オンラインの実施割合について、現時点で県が定めた基準はありません。仕様書に示す業務目的及び業務内容を踏まえ、効果的な実施方法を企画提案してください。なお、現時点で採択されている改革先導拠点、協力校、各拠点における事業計画名等については、文部科学省の公表資料をご確認ください。見積書は募集要項等に基づき作成してください。工業分野に係る経費を必ずしも区分して記載する必要はありませんが、必要に応じて内訳を確認する場合があります。仕様書10(5)のとおり、令和9年度及び令和10年度について想定していますが、本企画提案においては令和8年度業務を対象として提案してください。ただし、中長期的な視点を踏まえた提案を妨げるものではありません。
20	受託者又は協力事業者が契約締結前から保有するノウハウ、テンプレート、教材、記事、写真、図表、データ等については、成果品及び構成素材の著作権等の移転対象外とし、本業務に必要な範囲で利用を許諾する整理でよいでしょうか。また、これらの既存資産は、仕様書7(2)に定める第三者への利用許諾の対象外となるとの理解でよいでしょうか。	成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権等については、仕様書7に定めるとおり取り扱います。なお、仕様書7(3)①において、成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととしております。既存のノウハウ、テンプレート、教材、記事、写真、図表、データ等の取扱いについては、使用する素材ごとの権利関係を踏まえ、契約締結時に協議することとします。
21	各類型の改革先導拠点における取組を実現する伴走支援として、「アドバイザー配置や専門人材派遣」という記載がございますが、こちらはオンライン形式での対応は条件に当てはまりますか。	仕様書に記載するアドバイザー配置や専門人材派遣については、オンラインによる支援を一律に排除するものではありません。具体的な実施方法については、県及び関係校と協議の上で決定します。業務目的の達成に必要な場合には、対面による支援等も含め、効果的な手法を提案してください。
22	複数企業による共同体（コンソーシアム）を構成して参加することは可能でしょうか。可能な場合、以下の点についてご教示ください。①代表者以外の構成員についても、「法人概要書（様式4）」および「誓約書（様式5）」の提出が必要でしょうか。②共同体としての実績を「業務実績（様式3）」に記載する際、構成員それぞれの実績を合算して記載してもよろしいでしょうか。	共同提案（共同企業体・コンソーシアム等）による参加は妨げません。①代表事業者以外の構成員についても、募集要項に基づき必要となる書類を提出してください。②業務実績については、応募者（代表事業者）の実績を確認対象としますが、共同受託等の実績については当該業務における役割や担当範囲が確認できる場合に限り個別に判断します。

23	業務の一部を再委託する場合、再委託費の金額や比率に上限はございますでしょうか。また、企画提案時の事業計画書に再委託先の名称、業務内容、金額を明記していれば、応募段階において、様式4や様式5に準ずるような「再委託先の概要書」等を別途提出する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	再委託の金額や比率について一律の上限は設けていませんが、受託者が業務全体の責任を負うことを前提とします。再委託を予定する場合は、募集要項に基づき業務内容及び金額を記載してください。なお、応募時点で様式4・様式5に準ずる再委託先の概要書等の提出は求めません。
24	再委託先が審査会当日に出席することは可能でしょうか。	プレゼンテーションへの参加者は、応募者の責任者及び説明に必要な関係者の参加を可能とします。再委託先の出席についても、説明に必要な関係者として参加することを妨げません。詳細は提案者に別途通知します。
25	各類型の改革先導拠点への実際の訪問頻度の想定を教えてください。臨機応変に対応できるように、提案させていただきたいと考えています。	訪問回数について、現時点で県が定めた基準はありません。仕様書に示す業務目的及び業務内容を踏まえ、効果的な実施方法として企画提案してください。
26	現時点で委託期間中に実施が決定している会議・協議会があればおおよその頻度・スケジュール感をご教示ください。	委託期間中に実施する会議や協議会の頻度・スケジュールについて、現時点で定めた基準はありません。具体的な実施内容は、契約締結後に県及び関係校と協議の上で決定します。
27	高等学校教育改革促進事業おける先導改革拠点校を選んだ理由・申請書の概要・今後の展開等について、各校ごとで可能な範囲でご提示いただけますでしょうか。	現時点で公表している内容以外の個別情報については回答を差し控えます。現時点で採択されている改革先導拠点、協力校、各拠点の事業計画等については、文部科学省の公表資料をご確認ください。契約締結後、業務遂行上必要な資料については関係法令等に留意の上で提供します。
28	業務委託仕様書4.業務内容(3)その他業務・関係者へのヒアリングやアンケートの設計および分析について、現時点で取得想定している対象者・規模感の想定があればご教示ください。	ヒアリングやアンケートの対象者、件数及び方法については、業務の進捗に応じて協議の上で決定します。現時点で対象範囲や件数の詳細は定めていません。
29	貴県が本事業を通じて受託者に期待したいことは何でしょうか。	本業務では、改革先導拠点における取組を効果的に推進するため、専門的知見を活用した伴走支援、外部連携先や専門家との調整、成果の可視化や評価手法の導入などを通じて、各拠点の取組及び本県の高校教育改革が着実に進展するよう支援いただくことを期待しています。仕様書に示す業務目的及び内容を踏まえた効果的な提案を求めます。
30	仕様書 4.業務内容(2)各類型の改革先導拠点（農業・工業・理数・多様な学びの4分野）における取組を実現するための伴走支援「事業推進のためのアドバイザー配置や専門人材派遣」「外部連携先や専門家の調整等支援、取組成果の評価手法の導入」とあり、県が改革先導拠点のためにアドバイザー配置、専門人材派遣を行うとしている。各拠点の裁量によって、県とは別にアドバイザー配置、専門人材配置を行う可能性は認められるか。本業務内容を取り組み実現のための論点整理の結果、県・各拠点のいずれでアドバイザー起用を責任もってやるかを判断するための助言、としてよいか。	各拠点が必要に応じて、独自にアドバイザーや専門人材を活用することを直ちに妨げることはありませんが、今回の委託による本業務においては、取組を実現するための伴走支援として、アドバイザー配置や専門人材派遣、外部連携先や専門家との調整等支援を行うことを想定しています。具体的な役割分担については、県及び関係校との協議により整理します。
31	仕様書 4.業務内容(4)留意事項に「工業分野が未採択となった場合は業務打ち切りとし、以後の対象経費は減額変更を行う。」とあるが、他業務への工数振替および経費区分の変更は認められるか。	工業分野が未採択となった場合は、仕様書に基づき業務の見直し及び対象経費の減額変更を行います。減額の範囲や経費区分の取扱いについては、その時点の業務内容を踏まえ協議の上で決定します。

32	仕様書 5. 業務遂行体制等 (3) 「改革先導拠点の伴走支援」において、「アドバイザーを1名以上配置すること」と記載がありますが、各改革先導拠点に別々のアドバイザーを1名ずつつけることが必須でしょうか？幅広い知見を持った1名のアドバイザーが複数の学校への伴走を兼務したり、(1) の業務責任者がアドバイザーも兼務したりすることは差し支えないでしょうか。また、1校あたりの訪問頻度や勤務時間のおおよその目安(月に何回、週に何日など)があればご教示ください。	「アドバイザーを1名以上配置」とは、必ずしも各分野又は各校ごとに配置することを求めるものではありません。学校魅力化や地域活性化分野におけるコンサルティング経験を有し、各分野に適切に対応できる体制を整備してください。また、業務責任者がアドバイザーを兼務することを妨げません。訪問頻度等については現時点で県が定めた基準はありません。
33	募集要項 5 の「15頁以内(表紙含む)」について、様式 3 (業務実績)・見積書・様式 4 (法人概要書)・様式 5 (誓約書)、および提出書類キ「その他、企画提案内容の説明に必要な資料」は、この15頁に算入されますか。算入されない(別添扱い)と考えてよろしいでしょうか。	「15頁以内(表紙含む)」は企画提案書本体を対象とします。様式3、見積書、様式4、様式5及びその他参考資料については別添資料として提出してください。
34	見積書の内訳区分(人件費・諸経費等の費目立て)について、指定の様式・区分はございますか。	見積書について指定様式はありません。業務内容との対応関係が分かるよう、適切な費目区分により積算してください。必要に応じて内訳を確認する場合があります。
35	県全体レベルおよび各拠点校レベルで想定される会議体の数・開催頻度の目安がございましたら、ご教示ください。	会議体の数や開催頻度について、現時点で県が定めた基準はありません。仕様書に示す業務目的を踏まえ、効果的な実施方法を提案してください。
36	アドバイザー配置・専門人材派遣について、想定される稼働(回数・日数等)の目安がございましたら、ご教示ください。	アドバイザー配置や専門人材派遣の回数・日数について、現時点で県が定めた基準はありません。業務目的及び業務内容を踏まえ、効果的な実施体制を企画提案してください。
37	国の第4回申請について、申請および採択内定通知の想定時期をご教示ください。	国の第4回申請に係るスケジュールについては、文部科学省から示される今後の通知等をご確認ください。現時点で追加公募の詳細は示されていないため、県から確定時期をお示しすることはできません。
38	改革先導拠点のうち、既に国の採択を受けている拠点(3拠点)について、その申請計画・事業計画の内容を、提案検討段階で事前に共有いただくことは可能でしょうか。	現時点で公表している内容以外の個別資料については回答を差し控えます。現時点で採択されている改革先導拠点の情報については、文部科学省の公表資料をご確認ください。契約締結後、業務遂行上必要な資料については関係法令等に留意の上で提供します。